令和８年　８月

美杉の郷　重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（石川県指定 第 1772200257 号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇ ◆目次◆◇

１．施設経営法人……1
２．ご利用施設……2
３．居室の概要……2
４．職員の配置状況……3
５．当施設が提供するサービスと利用料金……3
６．虐待の防止について……6
７．ハラスメント対策……7
８．施設を退所していただく場合（契約の終了について）……7
９．残置物引取人……9
１０．苦情の受付・事故対応について……9
１１．第三者による評価の実施状況……10
１２．連帯保証……10

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　はくさん会
（２）法人所在地　　石川県白山市桑島 4-87-5
（３）電話番号　　076-259-2117
（４）代表者氏名　　理事長　山下　恵信
（５）設立年月　　平成15年8月 6 日

２．ご利用施設

（１）施設の種類　ユニット型指定介護老人福祉施設
平成 16 年 10 月 1 日指定　石川県 1772200257 号

（２）施設の目的　施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（３）施設の名称　特別養護老人ホーム 美杉の郷

（４）施設の所在地　石川県白山市桑島 4-87-5

（５）電話番号　076-259-2117

（６）施設長（管理者）氏名　池田　昌俊

（７）当施設の運営方針　1　施設は、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを目的とする。

2　施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（８）開設年月　平成16年10月1日

（９）入所定員　70 人

３．居室の概要

（１）居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

個室　70 室（洗面所・トイレ完備）

共同生活室（機能訓練室兼用）ユニットごと（7 ユニット）

浴室　3室（機械浴・特別浴）　ユニットバス　7 室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、居住費以外ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

（2）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

居住費　日額　2,260 円

食費　　日額　1,620 円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1．施設長（管理者）	1名	1名
2．介護職員	27 名	24 名以上
3．生活相談員	1名	1名以上
4．看護職員	3.5 名	3.2 名以上
5．機能訓練指導員	1 名(兼務)	1名以上
6．介護支援専門員	2 名(兼務)	1名以上
7．医師	0.2 名	必要数
8．管理栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉（ユニット単位）

職種	勤　務　体　制
1．医師	毎週水曜日　10:00～16:00
2．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝　7:00～16:00　　1名 日中　8:30～17:30　　1名以上 遅番 12:00～21:00　　1名 夜間 21:00～ 7:00　　1 名 （2ユニット単位）
3．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中　8:30～17:30　　1名
4．機能訓練指導員	看護職員が兼務しています。

ユニットによって、勤務時間は多少異なります。

5．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き通常９割）が介護保険から給付されます。 ※所得に応じて、２割、３割自己負担の方もいます。

〈サービスの概要〉

① 食事

・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食:7:30～　昼食:12:00～ おやつ15:00～　夕食:18:00～

② 入浴

・入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供とする。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第５条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合は1日あたりの 2,420 円（6日まで）をお支払いください。7 日以降 2,260 円

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条、第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① **入居者が選定する特別な食事**　実費

② **理美容代**　実費

月2回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

③ **日用品費**　実費

④ **居住費・食費**

第１段階の入居者	居住費	880 円／日	食費	300 円／日
第２段階の入居者	居住費	880 円／日	食費	390 円／日
第３段階①の入居者	居住費	1,370 円／日	食費	680 円／日
第３段階②の入居者	居住費	1,470 円／日	食費	1,420 円／日
第４段階の入居者	居住費	2,260 円／日	食費	1,530 円／日

⑤ **お小遣い管理料（希望者のみ）**　500 円／月

⑥ **その他**

利用者によっては、特定されるサービス加算等で利用料金に加算される場合があります。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第５条参照）

① 利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、利用契約書に基づく当施設の入所サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、減免制度の適用を受ける場合はこの限りではありません。

② 当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する方に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日に送付します。利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。尚、支払い方法は、口座引落しを原則とし

てお願いしていますが、ご都合の悪い場合は別途話し合いの上、郵便払込み等双方が合意した方法になります。口座引落しの場合は請求書送付月の 22 日に指定口座より引落しとなります。払込みの場合は専用払込用紙を請求書に同封致しますので、その用紙にてその月の 25 日迄に払い込んでいただくことになります。

③ 当施設は、利用者又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定した方に対し、領収書を送付します。

④ 利用者及び連帯保証人の都合により口座引落しが行われなかった場合は、翌月12日に再度引落しを行ないます。その際にかかる手数料については利用者の負担となります。また、郵便払込みの場合の取扱手数料は利用者及び連帯保証人の負担となります。

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	白峰診療所
所在地	石川県白山市白峰ハ157−1

医療機関の名称	公立松任石川中央病院
所在地	石川県白山市倉光3丁目8番地

医療機関の名称	公立つるぎ病院
所在地	石川県白山市鶴来水戸町ノ1番地

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷歯科医院
所在地	石川県金沢市彦三町 2-7-2

6．虐待の防止について

（1）当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（2）当施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

7. ハラスメント対策

(1) 当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

（1）当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 12 条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（2）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 13 条、第 14 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（3）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 15 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 17 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヵ月につき 6 日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

＜入院期間中の利用料金＞

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

（４）円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

(1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
(2) 居宅介護支援事業者の紹介
○ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※　ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

9. 残置物引取（契約書第 19 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。
また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。

10. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口（担当者）
［職名］　看護介護課長　　永井　深雪

② 受付時間　8:30～17:30
TEL　076-259-2117

（２）行政機関その他苦情受付機関

白山市役所長寿介護課	所在地　白山市倉光二丁目 1 番地 電話番号　076−274−9529 受付時間　8:30～17:00（月～金）
国民健康保険団体連合会	所在地　金沢市幸町12−1 電話番号　076−261−5191 受付時間　9:00～17:00
白山市白峰市民サービスセンター	所在地　白山市白峰ハ 130 電話番号　076-259-2011 受付時間　8:30～17:00（月～金）
大宮　英幸（第三者委員）	所在地　白山市白峰ハ 46 電話番号　076-259-2607 受付時間　8:30～17:00

（３）事故発生時の対応について

施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日 評価機関名称 結果の開示　　1 あり 2 なし
	2　なし	

12. 連帯保証（契約書第 23 条参照）

連帯保証人は、利用者が滞納したサービス利用料金、及び、利用者が故意または重過失により事業者の施設を滅失、破損、変更した場合の原状回復費用などの一切の債務を、50 万円を限度として負担します。

令和 5 年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　美杉の郷

説明者職名　生活相談員　　氏名　古谷　聡子　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　住所

氏名　　印

連帯保証人　　住所

氏名　　印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上６階

（２）建物の延べ床面積　5,696.06 ㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]　平成 16 年 10 月 1 日指定　石川県 1772200257 号　　定員 10 名

[通所介護]　　平成 16 年 10 月 1 日指定　石川県 1772200257 号　　定員 20 名

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1 名の介護支援専門員を配置しています。

医　師…… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

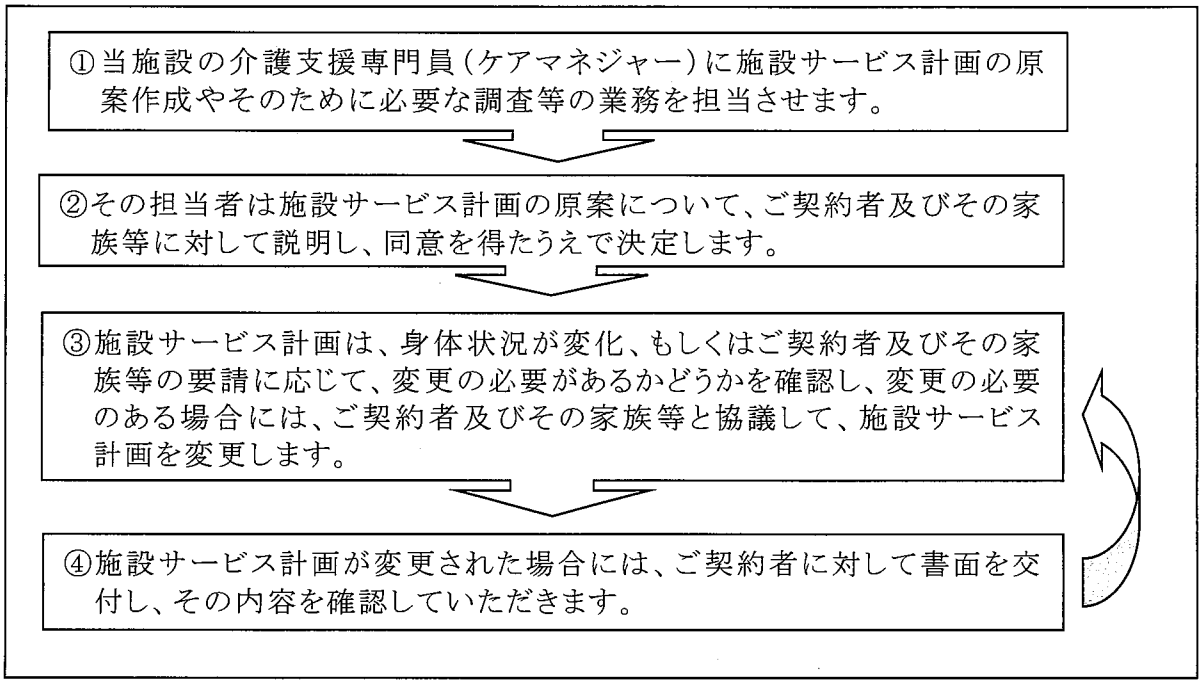
1 名の医師を配置しています。

3．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第２条参照）



4．サービス提供における事業者の義務（契約書第７条、第８条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット等・刃物類等危険と思われる物・ライター等火気厳禁

（２） 面会

面会時間　 9:00～17:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、生物等の持ち込みはご遠慮ください。

（３）外出・外泊（契約書第 20 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1 日につき介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（７）貴重品等の取り扱い

現金、貴金属類などの貴重品について、原則として居室等への持ち込みはご遠慮させていただいております。なお、契約者本人の管理の下で持ち込むことを拒むものではありませんが、紛失・破損等に伴う管理上の責任は当施設では負いかねますので、予めご了承願います。

貴重品等の例示（原則、契約者の自己管理が必要なもの）

・時計、指輪、ネックレス、メガネ、補聴器、義歯

6．損害賠償について（契約書第10条参照）

当施設において、事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、ご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。